

【注：R6年6月の農水省からの事務連絡文書を参照して作成】

令和6年度における技術的課題の報告について

標記につきまして、「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（令和4年6月15日付け4政第87号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、重点的に研究開発を推進すべき生産現場における技術的課題について報告をお願いすることとしております。

収集された技術的課題は、農林水産省のホームページ上で公表し、国立研究開発法人、公設試験場、大学、民間など、関係者間での課題の共有にお役立ていただくとともに、課題の迅速な解決を目的としたプロジェクト研究事業等の研究課題の設定にあたって参考にされます。

記

- 1 地域における「みどりの食料システム戦略」の実現に資する研究開発を中心としたニーズを収集するようお願いします。
- 2 収集に当たっては、農研機構の各地域農業研究センターと連携の上、貴管内の都道府県の関係部局（行政、普及、試験研究等）をはじめ、関係機関から幅広く収集をお願いします。
- 3 過去に実施済み、または現在、プロジェクト研究事業等で実施中の研究課題に係る技術的課題は記載しないようお願いします。
- 4 貴局（沖縄総合事務局及び北海道開発局は除く）管内の都府県等で重複した課題は、まとめて報告するよう調整をお願いします。
- 5 過去に技術的課題として提案し、現在も生産現場において解決が急がれるものについては、別紙様式の「継続提案」欄にその旨を記入した上で報告してください。
- 6 今年度より別紙様式の右端に O～R 列を追加しています。「課題の取組状況」について1～4（1. 解決済み、2. 取組中、3. 取組予定、4. 取組予定なし）から選択し、状況を記載してください。
「課題の取組状況」の公開範囲については、農林水産省及び地域研究・普及連絡会議の参加機関に限定いたします。
- 7 報告された技術的課題については、本省とりまとめの上、後日、全国版を送付しますので、これを基に広域的な研究課題の把握等に活用してください。